

平成19年6月20日
農 林 水 産 省

平成19年4月18日に混入を確認した
ベトナム産うるち精米25%ブロークンの異物について

平成19年4月18日にベトナム産うるち精米25%Bに混入を確認した「カビ状の異物」(4月19日公表)について、分析・同定を行った結果、アフラトキシン自体は検出しなかったが、「アスペルギルス・フラバス」というアフラトキシンを生産するカビを同定したため、再検査を実施した。

これまで、政府は同一本船により輸入し保有している255トンのベトナム産うるち精米25%Bについて、その移動を凍結してきたが、この度、当該凍結米穀について、改めてアフラトキシンの検出検査を行ったところ、アフラトキシンは検出されなかった。

このため、当該米穀については、本日付けをもって移動の凍結を解除した。

なお、移動の凍結の解除を行った米穀の使用に当たっては、今後ともカビの混入の有無について確認し、異常のないもののみを使用することとしている。

また、4月18日に異物の混入を確認した原材料米穀1袋(30kg)については、事故品として扱い、非食用向けに使用することとしている。

お問い合わせ先	
総合食料局 食糧部 計画課 加工用米穀班	
代表	03-3502-8111
内線	4205
直通	03-6744-2074
担当	飯島、大隅